

## 確定拠出年金定期預金(1年)

本商品は元本確保型の商品です。

### 1. ご購入の対象

確定拠出年金制度の加入者の方等が対象となります。(ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

### 2. お預入れの単位

1円以上1円単位

### 3. お預入れ期間

1年

### 4. 預金金利の適用方法

市場金利に応じて、足利銀行が独自に設定した、店頭表示金利とは別の金利体系を適用します。(金利情勢等により同一になることもあります。)  
付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる単利計算で利息の円未満を切り捨てとします。  
お預入れ時の金利は、満期時まで変わらない確定利回り商品です。

### 5. 満期時のお取り扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、同一期間の定期預金に自動継続します。

### 6. 支払時のお取り扱い

確定拠出年金法およびご加入の確定拠出年金規約に基づいた事由(給付または預け替え等)により払い戻します。複数の預金明細があり、預け替え等で支払を行う場合には支払時からみて満期日が遅く到来するものから順に支払いを行います。

### 7. 中途解約時の適用金利

中途解約時の適用金利は、以下の①、②のいずれか低い金利を適用します。

- ①解約日における普通預金の金利
- ②設定時適用金利の10%(小数点4位以下切り捨て)

### 8. 手数料

お預入れ、お支払い時等に関する手数料はありません。

### 9. 課税関係

当該預金の利息については確定拠出年金制度上、非課税となります。

### 10. セーフティーネットの有無

預金保険制度の対象となります。

### 11. 持分の計算方法

各加入者の方における当該預金残高が持分に相当する額となります。

### <預金保険制度について>

預金保険制度は、金融機関毎に、預金者一人当たり元本1,000万円とその利息を対象に保護する制度です。

一つの金融機関に、同じ預金者が複数の口座を持つ場合(確定拠出年金制度による場合を含む)は、それらの残高を合計して、元本1,000万円までとその利息が対象になります。

合計された元本が1,000万円を超える場合には、1,000万円を超える元本部分については、預金預金保険制度の対象外となります。

なお、預金保険金支払いの対象となる元本合計が1,000万円を超える場合には、加入者の方等が株式会社足利銀行に預けている預金保険対象商品が、確定拠出年金制度における当該定期預金より優先して保護されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために商品提供会社作成資料をもとに作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。今後内容については変更される場合がございます。